

神原中学校校区地域協議会委員名簿 (R8. 4. 1 現在)

	琴芝小学校関係			神原小学校関係			神原中学校関係		
分類	所属等	人数	氏名	所属等	人数	氏名	所属等	人数	氏名
地域	琴芝地区自治会連合会会長	2名	渡壁 正英	神原小学校学校運営協議会会長	2名	江嶋亜企雄			
	琴芝地区コミュニティ推進協議会会長		隅田 真一	神原小学校学校運営協議会副会長		松下 恭子			
保護者	元琴芝小学校PTA	3名	岸下 明子	神原地区子ども会会長	3名	高松祐次郎			
	琴芝小学校PTA		高橋 智子	神原小学校PTA		伊藤 仁美			
	琴芝小学校PTA副会長		木原 城太郎	神原地区子ども会		丸茂 広知			
学校	琴芝小学校校長	1名	磯崎 愛子	神原小学校校長	1名	森分 一孝	神原中学校校長	1名	眞崎 広次
	計	6名		計	6名		計	1名	
13名									

変更	ご意見・ご要望	回答
兄弟姉妹	現在選択学校の神原小学校に就学している子どもがいる。 選択制が廃止されるとのことだが、就学学校変更届を申請すれば、下の子ども神原小学校に通えるという理解で間違いはないか。また、その変更届は、就学時健診の前に各家庭に送られてくるものなのか、それとも、保護者が受け取りに行くものなのかを知りたい。	就学学校変更届を提出されたら、兄弟と同じ学校に行くことが可能ということと間違いありません。また、そのことについては、就学児健診のご案内時に詳しいお知らせの文書を同封することとしています。
	令和9年度から恩田小学校に通うことになる地区に住んでいて、現在上の子は琴芝小学校に通っている。 下の子は令和10年度就学だが、その場合上の子は下の子と同じ恩田小学校に転校できるということか。 その場合は、いつから転校できるのか。転校するなら、早い時期が良いと思うが下の子が入学する前でもできるのか。	兄弟が変更後の弟妹と同じ学校に転校することは可能で、その時期は原則として、弟妹が入学するタイミングになります。 しかしながら、弟妹が入学することが分かっている、その学校に馴染ませるために少しでも早く転校しておきたいということは、可能と考えますが、就学学校変更届を提出していただき個別に判断したいと考えます。
	兄弟が上宇部中学校にいるからと、弟妹が一旦上宇部中学校に進学したが、兄弟の卒業後神原中学校に転校をすることは可能か。	基本的には、入学したところの教育環境や友達などに馴染んでいると思われ、兄弟が卒業後に神原中学校に転校を希望することは想定していませんが、もし、そのような申し出があった場合は個別の事情によって判断したいと考えます。
学校選択制	令和9年度に小学校入学児童から学校選択制が廃止されるので、琴芝地区の児童は琴芝小学校、神原地区の児童は神原小学校に就学するという事で間違いはないか。	原則的にはそうなりますが、兄弟が学校選択制を利用して神原小学校に就学している児童もある程度おられるので、徐々に移行していくものと推測しています。
就学先変更	琴芝1区に一昨年転居してきたが、中学校の進学先のこともよくわからないまま上の子は琴芝小学校に通っていて、来年は中学生になる。今のままだと、常盤中学校になるがごく少数派であり、琴芝小学校に就学している他の子供たちと同様に神原中学校への進学は可能か。	学校選択制を利用されず琴芝小学校に就学されて、常盤中学校に進学する児童は少数であり、配慮が必要と考えますので、就学学校変更届の提出により、神原中学校に進学していただくことは可能と考えます。
	現在、選択区域ではなく琴芝小学校に通って常盤中学校に進学することになっているエリアに住んでいるが、その場合でも神原中学校に進学することは可能か。	その地域にお住いの児童は少数であることから、就学学校変更届により、神原中学校に進学することは可能と考えます。

変更	ご意見・ご要望	回答
就学先変更	令和10年度に小学校に入学する初めての子どもがおり、今後、恩田小学校区になる区域に住んでいる。琴芝小学校と通学距離はあまり変わらないが、恩田小学校は通学の安全面で不安がある。その場合でも、就学学校は変えられないのか。	兄弟が琴芝小学校にいる場合を除いては、新しい通学区域に就学していただくこととなります。 就学学校を変更すべき特別な事情がある場合は、個別に判断させていただくこととなります。
通学路	新しい学校(恩田小)への通学路はどのように決まるのか。	特にここが通学路ということは決まっておりません。今でも、学校選択制を利用して恩田小学校に通学しておられる子どもさんがおられますので、そちらを参考にさせていただくか、保護者の方と一緒に実際に学校まで歩いてみられて、安心安全なルートをご検討いただければと思います。
その他	今の琴芝小学校・神原小学校が神原中学校の位置に移転するのは何年になるのか。 それに伴って学童保育の場所も変更になると思うが、多くの保護者の方がどこになるのか心配しておられる。	見初小学校・琴芝小学校・神原小学校と神原中が一体となるのは令和19年度の予定ですが、学校の整備場所は、まだ決まっていません。そのため、学童保育の場所もどうなるかわかりませんが、基本的には、学童保育は小学校区に1つとなっていますので、新しい学校に1つになるかもしれません。それも含めて、学童保育の担当部署を交えて神原中学校区の地域協議会で協議を進めていくことになります。

第4号

宇部市立小中学校適正規模・適正配置

神原中学校区地域協議会だより

第4回目の神原中学校区地域協議会を令和8年2月17日（火）18時30分から市役所本庁舎にて開催しましたので、会議の概要についてお知らせします。

第4回 神原中学校区地域協議会の概要

1 中学校区再編に向けての課題と対応の方向性について

今年度、重点的に協議した「兄弟姉妹への配慮」と「学校選択制廃止に伴う配慮」に対する課題の方向性を出席委員で再度確認しました。

2 琴芝小、神原小児童数の推移について

裏面のように、今後の予測を出席委員で共有し、意見交換を行いました。



1 中学校区再編に向けての課題と対応の方向性について(確認事項)

(1) 兄弟姉妹への配慮

- ・ 弟妹が入学にあたり、兄姉と同じ中学校に進学したい場合。
- ・ 弟妹が再編後の中学校に進学し、兄姉が弟妹の通う中学校に転校したい場合。



「就学学校変更願」の申請により、就学学校の変更を認める。

(2) 学校選択制廃止(令和9年3月31日廃止)に伴う配慮

- ・ 令和8年度までに選択学校に通っている児童生徒は、そのまま、選択小学校、選択中学校に通うことを認める。その場合の弟妹についても、兄姉と同じ学校に就学を可能とする。
- ・ 現在の選択区域に未就学児がいる場合は、経過措置として、令和14年度入学児童までは、「就学学校変更願」の申請により、選択学校に通うことを認める。その場合の弟妹についても兄姉と同じ学校に就学を可能とする。

2 琴芝小、神原小児童数の推移について

琴芝小児童・学級数予測

年度	学 年							学級数						
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
8 年度	28	38	47	51	39	55	258	1	2	2	2	2	2	11
9 年度	34	47	38	47	51	39	256	1	2	2	2	2	2	11
1 0 年度	50	34	47	38	47	51	267	2	1	2	2	2	2	11
1 1 年度	35	50	34	47	38	47	251	1	2	1	2	2	2	10
1 2 年度	35	35	50	34	47	38	239	1	1	2	1	2	2	9
1 3 年度	46	35	35	50	34	47	247	2	1	1	2	1	2	9

神原小児童・学級数予測

年度	学 年							学級数						
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
8 年度	33	50	47	48	55	44	277	1	2	2	2	2	2	11
9 年度	26	21	50	47	48	55	247	1	1	2	2	2	2	10
1 0 年度	29	26	21	50	47	48	221	1	1	1	2	2	2	9
1 1 年度	22	29	26	21	50	47	195	1	1	1	1	2	2	8
1 2 年度	23	22	29	26	21	38	159	1	1	1	1	1	2	7
1 3 年度	22	23	22	29	26	21	143	1	1	1	1	1	1	6

主な質疑

【質問】 3小1 中施設一体型一貫校は、令和19年度開校予定であるが、それまでに児童数などが減少しても現状と変わらない教育活動は行えるのか。

【回答】 大規模校では、行事などの盛り上がり、また多様な活動が補償され、多様な出会いもあり、一定数の児童数があれば、その教育活動には適していると考えます。一方で、小規模校では、きめ細やかな個に応じた教育が提供できることから、小規模校のメリットを活かした教育環境の充実を図っていききたい。

その他主な意見

- ・地域の児童数の減少に対する不安
- ・関係する学校の行事が重ならないよう配慮して欲しい。
一方で、学校間の連携活動の推進をお願いしたい。
- ・学校間だけでなく、近隣地域での合同地域活動も活発化していく必要がある。

※次回は、令和8年5月中旬頃に開催予定です。引き続き、委員の皆様からいただいた意見を出来る限り反映させ、中学校区再編に向けた課題に対し、柔軟に対応できるように、協議を進めていきます。



【発行元】宇部市教育委員会事務局 教育総務課

☎34-8604 mail:ed-soumu@city.ube.yamaguchi.jp

※ 計画や協議内容の詳細は市 WEB サイトからご覧いただけます。

<ウェブ番号 1025530>

